令和5年度 第2回救急医療機関認定検討会 会議録

令和5年11月27日 東京都保健医療局

(15時29分 開始)

○事務局 定刻前ですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和5年度第2回救 急医療機関認定検討会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の事務局を務めます、保健医療局医療政策部救急災害医療課の遠藤と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、Web会議とさせていただいておりますので、ご発言の際はお名前もおっしゃっていただきますようお願いいたします。

また、ご発言のないときには、ハウリング防止のために、マイクはミュートにして会議に ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、初めに配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は次第に記載のとおりとなってございます。万一不足あるいは落丁等ございましたら議事の途中でも結構ですので、事務局までお知らせください。改めて送付いたします。

続きまして、本日ご出席委員の皆様のご紹介ですが、こちらはお手元の、ただいまスライドに映っております資料3、令和5年度救急医療機関認定検討会委員名簿に替えさせていただきます。

なお、本日、ご欠席の連絡をいただいておりますのが、東京消防庁救急部長の門倉様、足立区衛生部長の馬場様、三鷹市健康福祉部長の小嶋様でございます。

また、警視庁交通総務課長の尾嵜様の代理として、伊藤様にご出席をいただいております。 次に、議事に先立ちまして、会議の公開についてご説明いたします。本検討会は開催要領 の第9で「原則公開」となっていますが、本日の内容も公開する形で進めさせていただいて もよろしいでしょうか。

大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきます。なお、本日の委員会は概ね1時間を予定しております。

それでは、議事に入らせていただきます。本検討会は、開催要領、第5-1によりまして、 保健医療局医療政策部長であります遠藤委員が座長となりますので、以後の議事進行をお 願いいたします。

○遠藤座長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。今回検討いただく医療機関は、「新規」が5件、「切替」が2件、「更新」が31件となります。

まず、事務局より、関係法令や認定までの流れ、これまでの手続きに係る経過等について 説明していただき、その後「新規」の医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局の遠藤です。検討会に入る前に関係法令について触れさせていただきます。事前に配布させていただきました参考資料1、救急病院等を定める省令を併せ

てご覧ください。画面ではそちらの抜粋部分を表示しております。

厚生労働省の第1条が救急医療機関の根拠となる部分です。赤字で書いてあります消防 法第2条第9項に規定する救急隊による搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機 関は、次の基準に該当する病院又は診療所とあります。

こちらの基準につきましては、4つの項目が救急医療機関としての要件となります。

1つ目、救急医療について相当の知識及び経験のある医師が常時診療していること

2つ目、救急医療を行うために必要な施設設備を有していること

3つ目、救急隊が傷病者を搬送しやすい場所にあって、かつ搬入に適した構造設備である こと

4つ目、救急医療を要する傷病者のための専用病床または優先病床を有すること となります。

次に、救急医療機関の認定要領です。認定は、お手元の参考資料2に基づいて行われます。 スライドは申出から認定までのフローとなっております。

図の左側のルートです。こちらは医療機関から保健所に申出されまして、保健所によって調査が行われます。医療機関の適性をはかる見地から、総合的な意見を付し、申出書は消防機関へ回付されます。それを受けた消防機関は、救急医療の遂行上の調査を行いまして、同じく意見を付し、最終的に保健医療局に回付されます。

一方で、スライドの右側のルートですが、こちらは保健所に申し出た医療機関は、地区医師会に申し出た旨を報告し、地区医師会から救急医療機関としての適否についての意見をいただきます。その後、都医師会に回付され、都医師会からも意見をいただき、最終的に保健医療局に回付されます。

このようにして、それぞれ調査書と意見書を保健医療局に提出いただいた上で、本日の検 討会の意見を踏まえまして、適当と認めたものを救急医療機関として東京都が認定するこ ととなります。

簡単でございますが、関係法令や認定までについては以上となります。

続きまして、新規の申出がありました医療機関5件につきましてご説明をさせていただきます。

新規申出医療機関の5病院には、保健所と保健医療局の担当が実地調査に赴きまして、救 急医療機関としての省令に定められた基準を満たしていることを確認させていただきました。新規申出の各医療機関についての管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会から の意見は、スライド表の右側のとおりとなります。

はじめに、豊島区にあります医療法人社団イーネクスト池袋西口病院です。お手元の資料 2の1と併せてご覧ください。

この池袋西口病院は、以前、医療法人徳洲会平塚胃腸病院として昭和33年に開設され、昭和40年より昨年の12月まで救急告示医療機関として地域の救急医療の一翼を担っていただいておりました。

昨年12月、一般病棟の閉鎖により、医療機関の告示を取り下げておりましたが、再び体制を整えまして、本年8月に法人名称及び病院名を変更し、今回再度の新規申出となりました。

これまでの胃腸病院としての消化器系疾患診療に加え、新たに整形外科・麻酔科が標榜科目として加わりました。診療の幅を広げて再び救急医療として地域医療に貢献していきたいとの病院からの申出です。

スライドは病院の周辺図となります。青い丸印が病院です。池袋駅から徒歩5分のところに位置しております。道路状況ですが、病院前の道路は幅員約6mの相互通行道路で、救急車の侵入に問題はございません。以前の平塚胃腸病院と同様に、専用の救急入り口はなく、一般の方と同じ病院入り口から入ります。

スライドの右下搬入口を示す写真ですが、こちらは旧名称の看板となっております。こちらは本年8月1日より左下のスライドのとおり、新病院の名称と変わってございます。

以後、病院の平面図についてご説明いたします。

スライドの赤い矢印が救急動線となります。通路ですが、こちらは幅は十分にあり、ストレッチャーの動線に問題はありませんでした。建物1階には救急処置室、一般撮影室とCT室がございます。いずれもストレッチャーが入る十分なスペースがありました。

救急優先病床については5階にありまして、スライド中央上部のエレベーターにて移動 します。エレベーターを出て、左に曲がったところに1室2床の救急優先病床がございます。 本病院の手術室及び検体検査室等は、輸血、保管庫とともに2階にございました。

続きまして、お手元の資料2の1によりご説明いたします。こちらの2は、設備及び施設ですが、こちらはエックス線装置等省令に定める設備が全てあることを、実地調査にて確認しております。

また、一般病床数は40床ですが、こちらは現在スタッフ数の関係で4階と5階の入院病棟のうち4階が休棟中となっており、5階病棟20床のみでの可動となっております。スタッフの数が補充され次第、4階病棟も稼働させていくとの病院からのお言葉でした。

3の医療従事者ですが、(1)が病院全体の医師、看護師数です。(2)の診療体制は各時間帯の平均の医療従事者数となります。3の(3)が救急医療従事者、スタッフ数ですが、医師、看護師ともに平日夜間休日とも1名ずつ体制となっております。

また、4にありますとおり、緊急時は医師、看護師ともオンコール体制となります。

5番の放射線技師と検査技師の勤務体制ですが、いずれも夜間休日はオンコール体制となります。

6の協力医療機関については、ご覧のいずれも救急告示の4病院となります。

続きまして、2つ目の病院、社会医療法人社団正志会令和あらかわ病院です。お手元の資料は2の2と併せてご覧ください。

令和あらかわ病院は、本年4月、東京女子医科大学東医療センターの跡地に開設した病院です。救急から回復期リハビリテーションまで幅広く診療を行い、荒川区の地域医療の拠点

となることを目標としております。

また、病院の方針として救急医療の充実を掲げており、24時間365日断らない救急を目指しているとのことです。救急医療を通して、荒川区を中心とした地域医療に貢献したいため、今回の救急医療機関への申請となりました。

スライドは病院周辺図です。丸い青印が令和あらかわ病院です。最寄り駅は宮ノ前駅、熊 野前駅で、いずれも駅から徒歩5分圏内となります。

次に道路状況です。救急車の進入は病院東側の幅員約4mの相互通行道路からとなり、や や狭隘ですが、以前の女子医大東医療センターの頃からありましたとおり、通行に支障はご ざいません。救急車は病院東側から進入したのち、病院敷地内を北側に走行し、救急搬入口 前に停車します。

本病院は、感染症患者用の診察室があり、こちらはオレンジ色の矢印で表示しております。 通常の救急患者は赤い矢印に沿って救急初療室へ向かいます。同フロアには一般撮影室、 CT室があります。また右側にはICUの病室がありますが、こちらはこの次のスライドで ご説明申し上げます。

通路及び室内は十分なスペースがありまして、ストレッチャーの搬入に問題はございません。こちらは先ほどのスライドの右側の拡大図となります。患者用のベッドは救急処置室と同フロアにあります。救急専用病床が4床、黄色く塗ってある部分です。また、赤く塗っている優先病床が4床ございます。

また、手術室は左上にありますとおり5階にあります。手術が必要な患者は、病棟にある 専用エレベーターで移動します。また、検査機器室については地下1階にございました。

続きまして、お手元の資料によりご説明いたします。2番の設備及び施設ですが、こちらは省令で定める設備が全て実地調査にて確認しております。また、病床数は一般病床240床です。特記事項としまして、先ほどスライドにありましたとおり、1階にICU病床16床を有しております。

(3)の救急医療従事者スタッフ数ですが、平日の日中は医師15名、看護師10名、夜間は主に医師1名、看護師2名。休日は、医師1名、看護師を4名に増員しております。また、いずれの時間帯も救急専任のスタッフが従事します。

緊急時の動員体制ですが、必要人数は従事しておりますが、さらなるオンコール体制も備えているとのことです。

以下につきましては、資料のとおりとなります。

続きまして、3病院目です。練馬区の医療法人社団慈誠会 慈誠会・練馬高野台病院です。 お手元の資料は2-3となります。ご準備ください。

慈誠会・練馬高野台病院は、昨年、令和4年4月に開院した病院で、急性期から回復期、 慢性期、在宅療養まで切れ目がなくつなぐ医療を目指しており、地域医療に貢献したいとの ことから救急告示医療機関への参画希望がありました。

これまでにかかりつけ患者の搬送受入れが数件ございまして、患者搬送の動線や受入れ

に手間取るなどの問題はなかったとのことです。

周辺図となりますが、こちらは西武池袋線の練馬高野台駅、石神井公園駅より、いずれも 徒歩十分弱の場所に位置しております。病院前の道路は幅員4から6mの相互通行道路で あり、やや狭隘な箇所もありますが、救急車の通行は十分に可能でした。また、救急車は病 院敷地内を進み、病院玄関前に停車し、傷病者を搬入します。救急専用の搬入口はなく、一 般患者の動線と同一の建物となっております。

病院1階です。こちらは、病院入口を入りまして、突き当たりを右に進んだ先に救急処置室があります。一般撮影室やCT室も同フロアにありまして、入院が必要な場合は搬送した順路を戻り、エレベーターへ向かいます。通路はストレッチャーで搬送する十分な広さがありました。

こちらは3階病棟となります。搬入に使用するエレベーターは十分な広さがあり、通行と同様支障はございませんでした。また、こちらの病棟には、ナースステーションの近く、目の届きやすい位置に1室1床の救急優先病床がありました。

続きまして資料の説明となります。2番の設備及び施設ですが、こちらも省令に定める設備であることを確認しております。病床は一般病床50床であり、病床の稼働率は72%、その他168床の療養病床を有しております。

(3)の救急医療従事者スタッフ数ですが、こちらは平日の日中、夜間休日ともに医師、 看護師それぞれ1名ずつとなりまして、緊急時はオンコール体制となります。また5の放射 線技師と検査技師の勤務体制ですが、放射線技師の夜間休日はオンコール体制となってお りますが、検査技師については呼出し体制はとっていないとのことでした。

以下はご覧のとおりとなります。

続きまして、足立区の医療法人社団福寿会福寿会病院です。お手元の資料は2-4です。 こちらは令和4年10月1日に開院した病院で、こちらも急性期病棟、地域包括ケア病棟、 外来診療、訪問診療、訪問看護及び介護サービスを、切れ目なくつなげることを目標として おります。

こちらも地域医療に貢献したいとのことで、救急告示医療機関への参画を希望されております。

これまで月に5から10件の救急車の受入れがあるそうで、ストレッチャーの動線や院内のオペレーション等に問題はなかったとのことでした。福寿会病院は、東武スカイツリーラインの梅島駅より徒歩5分の場所にあります。

病院への進入路は病院北側の片側1車線の相互通行道路を南へ1本入ったところからとなります。救急車は病院東側から進入しまして、救急搬入口前に接着可能となります。停車位置からすぐ病院内に搬入することができ、広さ、動線ともに問題はありませんでした。

病院の平面図です。スライド右上の赤い矢印が救急搬入口となります。入口を進み、院内を奥へ進みますと、右手に救急処置室があります。通路の状況は、一般の方と動線が分かれておりませんので、十分な広さとは言えませんでしたが、救急隊がストレッチャーを操作す

る上で支障は全くございませんでした。

また、同フロアにCT室並びに一般撮影室がございました。病床までのエレベーターはスライド中央にありますエレベーターで上に上がります。

2階です。救急優先病床は2階の病棟ナースステーション前に2床ございます。搬入に使用するエレベーター並びに通路はともに十分な広さがあり、支障はございませんでした。また、スライド右上にございますとおり、手術室は6階にございました。

続きまして、お手元の資料です。こちらも2番の設備及び施設を確認しております。また、一般病床は176床で、病床稼働率は90%となっておりました。3の(3)の救急医療従事者、スタッフ数ですが、平日の日中は医師4名、看護師7名の体制、夜間休日は主に医師1名、看護師4名の体制です。緊急時は、医師についてはオンコール体制をとります。

以下については資料のとおりとなります。

続きまして、新規申出の5病院目、江戸川区の医療法人社団城東桐和会タムス瑞江病院です。お手元資料2-5をご覧ください。

こちらは本年2月に開設しております。地域密着型の病院として、一般外来に加えて救急の機能に力を入れているとのことです。

区東部から流出している救急事案を何とかつなぎ止められる受け皿となりたいとの思いで、救急告示医療機関の申出をしております。

こちらはこれまでに月50件以上の救急車を受け入れているとのことで、ストレッチャー動線や院内の受入れオペレーションに問題はございませんでした。

こちら、スライド右上に救急車が停車している図があります。車両上部が救急車は高さ2.8ですが3mまでとなっておりまして、ぎりぎりですが、高さは大丈夫でした。

こちらの病院は、都営新宿線瑞江駅から徒歩で約5分のところにございます。病院への進入路は病院南東側の道路からとなっており、救急車は救急搬入口前に接着可能です。停車位置からすぐ救急初療室に搬入することができまして、広さ、動線ともに問題はございませんでした。

病院内部です。こちらはスライド下部にあります救急車を降りまして、赤い矢印が救急搬入口となります。入口を進むと救急処置室が左手にございます。救急隊がストレッチャーを操作する上での十分な広さがございました。

また、同フロアにCT室、一般撮影室がありました。 救急処置室から中央方向に進みますと、病室に上がる搬入用のエレベーターがあります。また、検体検査室等も1階にございました。

こちらは2階です。救急優先病床が2床ございます。搬入に使用するエレベーター、通路 とも十分な広さがありまして、支障はございません。また、手術室については4階にありま した。

続きまして、資料です。こちら2番の設備及び施設については実地調査にて確認しております。また、一般病床は60床、病床稼働率は81.1%となっておりました。3の(3)

救急医療従事スタッフ数ですが、平日の日中は医師1名、看護師2名、夜間は医師、看護師ともに1名、休日は医師1名、看護師2名の体制となります。緊急時は医師、看護師ともにオンコール体制となります。

続いて5番です。放射線技師は夜間はオンコール体制ですが、休日は当直2名体制をとっております。検査技師については夜間休日はオンコール体制となっております。

医療機関についてはご覧のとおりとなります。

新規申出の5病院につきまして、説明は以上となります。

○遠藤座長 ただいま事務局から説明がありました医療機関について、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

木下委員、お願いいたします。

- ○木下委員 1点目は最初に出てきた病院ですが、この病床のところで、精神が552と書いていたんですが、これは間違いないですか。池袋西口病院イーネクスト。
- ○遠藤座長 本当だ。失礼しました。
- ○事務局 ありがとうございます。ごめんなさい。誤植です。精神552床は誤りですので、 削除させていただきます。訂正し、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。
- ○木下委員 もう1点目ですが、これまでも聞き逃していたんだと思うんですが、この救急 優先病床というところの定義というのは、何かあるんですか。

というのは、一般病床の中に設けているところと、救急室の隣に設けている場合が、今回 もあったと思うんですが、救急優先病床というところの定義はあるんでしょうか。

なぜかというと、一般病床の中に優先病床を設ける場合には、看護師が常にそばにいるということはよく理解できるんですが、ERの救急外来に隣接しておいておくと、看護師がすぐアクセスできるのかなというような疑問があったものですから。

○事務局 木下先生、ありがとうございます。優先病床の定義等はあるのかというご質問に関しましては、各病院に申出の申請をするときの手引きを送付しているんですが、そこにも記載させていただいておりますが、「優先的に使用される病床」というところの説明としまして、「救急患者のために確保されている一定数の病床」としか、国の通知とかにもうたわれておりませんので、定義としましては「救急患者のために確保されている一定数の病床」ということのみとなります。

○木下委員 診療報酬上は、常時そこに看護師が配置されているということになると、配置されてない可能性があるんですが、そういった問題点があるのかもしれないなと思って聞いてみました。

定義がそうであれば、中で柔軟な運用をしているんだということで理解をします。ありがとうございました。

○遠藤座長 木下先生、ありがとうございました。

そのほか、ご質問等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今回新規の申出がありました5医療機関につきましては、

救急医療機関として認定することが適当であると確認をさせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に事務局より振替の申出がありました医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から切替について説明させていただきます。切替の対象については大きく2つございまして、1つは開設者が変更となった場合、もう1つは、移転や全面 改築など施設全般に関する変更があった場合です。

今回の切替につきましてはこの後者が該当します。この切替ですが、変更前の医療機関として一旦撤回手続きをしていただきまして、その後、新規の医療機関として告示されることから、切替という名称を使っております。

切替対象の各医療機関についての管轄する保健所、消防署、地区医師会、都医師会からの 意見はスライドのとおりとなります。また、事務局も保健所の担当者とともに実地調査に赴 きまして、基準を満たすことを確認してまいりました。

それでは、1枚目、1病院目の文京区の東京医科歯科大学病院です。資料2-6を併せて ご覧ください。

こちらは新棟でありますC棟の完成に合わせまして、2023年、今年の10月1日に救 急部門が新棟に移転しております。こちらのC棟をスライドのオレンジ色で示してござい ます。

C棟は、急性期医療提供機能の強化充実を目的として、ERセンター、手術室、ICU、HCU、材料部、医療情報部などが集まり、病院の機能を強化したものです。地下1階に救命救急センター、ER処置室。また3階にERICU、ERHCUなどが配置されております。

こちらは周辺図ですが、JR御茶ノ水駅から徒歩で3分の場所にあります。救急車は病院 西側からの進入となります。敷地内を東に進みまして、救急搬入口前に着けます。また、現 在は工事中ですが、将来的には黄色い矢印のとおりの進入となります。こうしますと、救急 車は最短の距離で救急搬入口へ到着できるといった見込みとなります。

病院内部です。一番下の救急搬入口を入りまして、赤い矢印を進みますと、右手に重症処置室が2床2室あります。また、その向かい側にはER手術室というものがございます。この手術室では左隣のCT室、こちらは緑色の丸で囲っております、左隣のCT室とつながっておりまして、CTの大きな輪が行き来をすることが可能となるということです。

また、同フロア、スライドの上部です。こちらには、主に二次教急を診ますER処置室が全7室あります。これは引っ越し前の状況を撮影しておりますので、イメージが湧きづらいかと思いますが、廊下を含めましてストレッチャー動線等に支障はございませんでした。

また、救急病床につきましては、スライド下部にございます搬入用エレベーターを使用します。救急車のちょっと上のあたりです。こちらのフロアは地下1階に区分されるというこ

とでした。

続きまして、こちらは3階の平面図です。病院の3階はICUとなっておりまして、30 床ございます。

こちらは赤い線をつけたところが病床になっております。右側のスライドの水色の丸がついている部屋が1室2床となっておりまして、その他は全て個室になっております。また、四角いオレンジ色で囲っている隅の部屋は、感染症対応の病床です。前室がございまして、陰圧がつくれる構造となっておりました。

続きまして、お手元の資料です。2番の設備及び施設につきましては、省令に定める設備 のうち、救急時に使用するものが全てあることを実地調査にて確認しております。

なお、実地調査時は新棟入居前であったため、旧病棟での設備及び新病棟にて新規に使用 するものと併せて確認してございます。

また、一般病床は772床で、病床稼働率は旧病床の稼働率は77.1%。ほかに精神病床41床となっております。なお、救命センターの病床数は、先ほど申し上げました30床となっております。

こちら、一般の資料につきましては、スライドのとおりとなっており、割愛させていただきます。

続きまして、2病院目、青梅市の市立青梅総合医療センターです。資料2-7を併せてご覧ください。

こちらは、青梅市立総合病院からリニューアルのため、敷地内の移転、名称変更となります。市立青梅総合医療センターとして11月1日からスタートしました。左側の下にあります図が、現在の新しい棟、オレンジ色で囲ってあるところが新しい棟となります。

周辺図ですが、JR青梅線の河辺駅下車、徒歩5分の場所に位置しております。救急車は病院北東側を走る片側1車線の道路を南に入ります。スライドオレンジの四角形が新病院でありまして、搬入口は病院の東側となります。救急車接着可能となっておりまして、通行に支障はございません。

救急搬入口を入りますと、すぐ右手に重症対応可能な処置室が3室ございます。また、搬入口を入って左手スライドにオレンジ色で示しております部屋は、感染症対応の処置室となっております。

また、同フロアには観察室、CT室、一般撮影室がありまして、廊下を含めてストレッチャー動線に支障はございませんでした。救急病床へはスライドの一番右側にございます搬送用エレベーターを使用します。搬送用のエレベーターはストレッチャーで搬送するに十分な広さがございました。

病院 3 階が救命センターと I C U の病床がある部屋となります。 2 つ併せて 3 0 床となります。また、同フロアには手術室が全 1 0 室ございました。

続きまして、お手元の資料2の7をご覧ください。こちらも2番の設備及び施設につきましては、かっこ内の救急時に使用するものを確認してございます。また、一般病床は475

その他、以下については資料に記載のとおりとなっております。

- ○遠藤座長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありますか。 三宅委員、お願いします。
- ○三宅委員 医科歯科のCTが入ってくる手術室がど真ん中にありましたよね。あそこは IVRもできるんですか。
- ○事務局 三宅先生、ありがとうございます。医科歯科大学病院のホームページから見たものですと、緊急血管造影等も可能となっております。
- ○三宅委員 了解いたしました。ありがとうございました。
- ○遠藤座長 そのほか、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

では、切替認定は両方とも救急医療機関として認定することが適当であると確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、次に事務局より、更新の申出がありました医療機関について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、更新31医療機関について説明させていただきます。こちらは数が多いので、概要のみの説明とさせていただきます。

こちらに記載されております医療機関につきましては、3年に1度の更新とのことで、申 出のあった医療機関となります。こちらも管轄の保健所・消防署が調査を行いまして、全て の医療機関で適当との意見をいただいております。

また、地区医師会、都医師会の意見でございますが、31番の医療法人徳洲会東京西徳洲会病院を除く30医療機関につきまして、適当であるという意見をいただいてございます。なお、31番の医療機関につきましては、非会員につき協議できないため、意見は差し控えますとの形で、地区医師会より報告が提出されております。

また、今回申出のあった31医療機関の中で23の医療機関が、今年度、指定二次医療機関として救急夜間診療事業にご協力をいただいております。

簡単でございますが、更新医療機関の説明については以上となります。座長、よろしくお 願いいたします。

○遠藤座長 ただいま説明がありました更新31医療機関になります。ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

31番の西徳洲会病院を含めて、この中で23病院が東京都の指定二次救急医療機関ということでございます。

よろしいでしょうか。それでは、今回更新の申出がありました医療機関につきましては、 救急医療機関として認定することが適当であると確認をさせていただきたいと思います。 ありがとうございます。

では、次に、その他として事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 その他、報告事項として、今回までの期間に医療機関の撤回を申し出ている医療機関はございませんでした。

スライドは本年10月1日現在の救急医療機関と一般病床の数の推移を示させていただいております。一般病床につきましては、複数の医療機関からの変更届があったものを反映させていただいております。今回の審査会での結果を踏まえまして、今後更新させていただきます。

事務局からの説明は以上です。座長、よろしくお願いいたします。

○遠藤座長 本日ご審議をいただきました救急医療機関の認定につきましては、令和5年 12月14日付で告知を行う予定でございます。

それでは、最後の救急告示医療機関と一般病床数の推移等を含めまして、ご意見とかご質問がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しをいたします。

○事務局 座長、ありがとうございました。

次回の定例の告示は、令和6年8月1日を予定しております。そのための検討会につきましては、7月ごろの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。お忙しい中お時間をいただきましてありがとうございました。

(16時15分 終了)